

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

相談員研修会で福祉有償運送「ガイドライン」学ぶ

11 月 7 日、8 日開かれた全腎協相談員研修会第 2 日目に、東京ハンディキャブ連絡会代表阿部司氏を招き、国土交通省が 3 月に発表した「福祉有償運送及び過疎地有償運送に関するガイドライン」に関する講演を聴きました。

自身が車いす使用の肢体障害者の同氏は 20 年前から国分寺市で障害者の移動ボランティア事業を行っており、都内各地の移動ボランティア団体の指導的立場にいます。

氏は、障害者のボランティア移送に対する

「ガイドライン」の積極的な意義、若干の不十分点の指摘などを交えながら、丁寧に説明し、全腎協加盟各県組織の役員、事務局職員、事業団体職員などの参加者の問題意識に応えるものとなりました。

講演内容の概要は、前号「解説」としてまとめてありますので、参照してください。



要介護透析患者の通院を考えるのに役立つ 「医療アクセス権」調査報告

全腎協が相談事業で協力いただいている医療ソーシャルワーカーの団体、MSW 研究会と全腎協が協力し、全国のソーシャルワーカーの協力を得て、昨年夏に行った要介護透析患者の通院の実態調査に関する最終報告書が『生活(いきいき)透析百景Ⅲ』として 10 月に発行され、各県組織に 7 部ずつ送付されました。

この調査は、介護保険が実施され、一部のヘルパーやタクシー業者が「身体介護」の介護報酬で通院のための移送を行い、昨年 4 月「支援費」制度が始まってからは 65 歳未満の障害者に対しても同様の移送を行うに至って大きく変わった通院介護の状況を、初めて目的意識的に調査したものです。

石川、沖縄の両県を除く 45 都道府県の 105 透析施設のソーシャルワーカーが通院等に介

護を受けている「要介護透析患者」に聞き取りを行い、1211 人の方から回答を得ました。

回答者数に地域的な偏りがあるものの、通院介護の現状を詳細に明らかにすることができました。

要介護者の家族構成は、「単身」が 13.6%あり、「同居家族あり」が 81%でしたが、家族介護を受けている人は 80.4%でした。通院の状況は自力歩行が約 25%、つえ等による伝い歩きが 25%、車いす利用が 30%程度で、透析前よりも後のほうが要介護度が重くなっていることがわかりました。

通院介助は 84.5%の人が受けていました。介護保険を利用している人が 78.9%で、通院手段は多い順にヘルパーの車、病院送迎車、家族の車、「介護タクシー」と、介護保険利用の移送

を受けている人が多数でした。

障害者施策の「支援費」を利用している人は10.94%おり、介護保険の対象とならない若い人の利用だけでなく、介護保険に上乗せして利用しているケースもあり、予想外に多くいました。

利用している車の種類は「普通車(セダン型)」が66.7%と最も多く、「車いす乗降タイプ」が20.7%でした。

通院のための費用負担は回答率が約5割と少なかったものの回答者中片道1回「500円未満」が39.8%と通常タクシーの初乗り料金以下の費用負担ですむ人が多く、介護保険や支援費制度を利用した安価な移送サービスを受けている効果が現れており、患者の評価「非常に良い」「良い」合わせて64%の人が評価していることにも反映していると思われます。

以上、調査結果の概要に触れましたが、通院移送サービスの普及が要介護透析患者の通院に大きく役立っている実態が浮き彫りにされたといえます。全腎協加盟各県組織、各移送事業団体でもこの報告書を活用して、今後の事業展開に役立ててることができます。

報告書購入申込先

「生活透析百景Ⅲ -要介護透析者の通院介護サービスに代表される医療アクセス権に関する調査活動報告書-」

〒220-001

神奈川県横浜市西区高島2-5-25

横浜第一病院医療社会事業部内

「医療アクセス権プロジェクト」事務局

TEL: 045 (453) 6711 (代表)

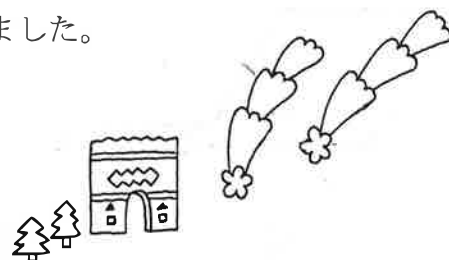
頒価: 900円 (送料込み)

各地のトピックス

新潟では余震のなか送迎継続

新潟県内の通院送迎4団体のうち長岡市の「長岡市喜多町地区通院送迎支援部会」と越路町腎友会「あしたば会」では、10月23日に発生した新潟県中越地震以降、余震が続くなか避難所や親戚宅へ避難している透析患者たちの通院送迎活動を続けています(小千谷市「ラ・クーダ」、川口町「ぬくもりの会」の2団体は休止中)。ボランティア自らが自

宅に被害を受け避難生活を強いられました。が、他の移送団体と連携をとったりローテーションを調整するなどして利用者全員の透析の確保に努めました。



「ふれあい大津」がタクシー事業免許取得

NPO ふれあい大津(10月通院送迎781回)は9月30日付で道路運送法第43条の許可を受けました。これは一般のタクシー事業者が受けているいわゆる「営業免許」で、運転手に二種免許が必要など、ボランティアの無償移送に比べ厳しい条件整備が必要ですが、運送の報酬を取れる経営的には安定した形態です。

現在、5人の二種免許所持者の運転で、キャラバン車(10人乗り)2台を運行しています。ヘルパー資格者も添乗しています。また、別に普通車も多数運行しており、今後は法80条許可による「福祉有償運送」の方向をめざしています。なお、高齢透析患者の送迎では介護報酬(「通院等乗降介助」、1回1000円)を受け取るので、

経営安定に寄与しています。

長崎では「ガイドライン」適用へ向け準備

通院介護支援センターほほえみ諫早では、法 80 条の許可へ向けて国交省の「ガイドライン」適合の準備を進めています。来年度に NPO をめざし、勉強中です。同佐世保はすでに NPO の申請をしており、10 月には運転者の一人が2日間にわたる移送サービス運転協力者講習(安全運転)を受けました。

同ほほえみ福江は今年8月に市町村合併で福江市が「五島市」になったことを受けて、11 月 1 日、名称を「ほほえみ五島」と変更しました。また、送迎する施設も拡大し、利用者増に応えようと運転ボランティアを増やすために市の広報誌や地元ケーブルテレビ、新聞などで宣伝をしています。

練馬区で「運営協議会」発足へ

東京都練馬区では、福祉有償運送に関する「運営協議会」が 12 月 20 日に発足することになりました。メンバーとして、東京運輸支局、タクシー業界労使、NPO ボランティア代表、学識者、利用者等で区が現在調整中です。

練馬区議会がそのための補正予算を 10 月 15 日、可決しました。都内では、すでに設置が決まっている世田谷区に次いで、2 番目となります。

宮城で NPO 法人が警察の指導

宮城県石巻市管内のある町で移送事業を行っている NPO 法人が 10 月、「道路交通法違反一白タク行為」として、警察の内偵を受け、指導されるという事態がおきました。1 円でも運送の対価を取ったら検挙だといわれ、一次は「無償」

に切り替える事態になりました。

しかし、同団体が所属している「移動サービス・ネットワークみやぎ」が県会議員の応援も得て県警本部その他の関係機関に働きかけ、石巻警察署の「指導」を撤回させました。

＜白タク行為とされた理由・背景＞

- ① 昨年 12 月、NPO 法人取得後、利用登録者が急増。
- ② 町内の多くの人々が会員になりたがった。「安いタクシー」と受け止めた人が一部にいた。
- ③ 一方で、地元のタクシーの不況があった。
- ④ 人口 11000 人の小さな町の駅で、客待ちのタクシーが団体の動向をつぶさに見ていた。タクシーの通報により今年 3 月から警察が内偵。
 - ・ 高校生を乗せた。

＜釈明＞ 利用者の付き添いの高校生が添乗し、利用者が目的地で

降りた後、「孫(高校生)を駅まで乗せていってくれ」と利用者に頼まれ、断りきれず、乗せてしまった。

- ・ 買物ができる人を乗せた。

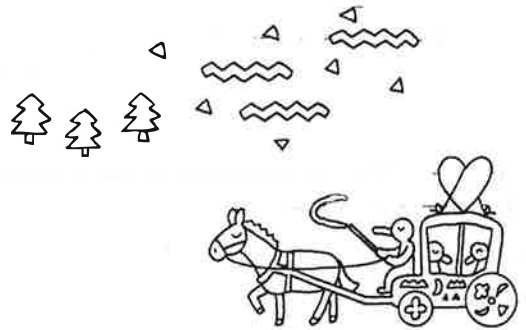
＜釈明＞ 病院帰りに買物に寄った。買物の部分だけを見て判断された。

- ・ 見るからに老人でないと思われる人を乗せた。

＜釈明＞ 利用者ではなく、団体の事務担当者が後部座席から降り、JR 鳴瀬駅で電車に乗った(移送ではない)。そのことが何度かあった。

＜「移動ネット・宮城」のまとめた教訓＞

- ① ガイドラインに関する運輸支局の指導が徹底せず、警察の介入を許した。県警本部の石巻警察署への指導が不十分だった。改めて、国土交通省の関連省庁(警察庁を含む)への十分な周知徹底および運輸支局の県警への周知徹底を促す。
- ② 県警本部が各警察署に正確で十分な指導を行うよう促す。



ワンポイント

「有償運送」と「無償運送」の別れ道は 費用負担体系（解説）

道路運送法第 80 条で禁止されている「自家用自動車による有償運送」と決めつけられる場合とは、「有償」か「無償」という点です。国交省の説明によると、利用の対価として利用者から受け取る金額はたとえ 1 円でも「対価」とみなされ、「有償」となります。

一方、会費、常識的な「謝礼」、ガソリン代程度の実費の利用者による支払いは「有償」とはみなされず、「無償」となります。

問題は、金額の多寡ではなく、利用者から便宜を図ってくれた人(または事業者)に渡るお金がどういう性格かという点であり、その「性格」を判断する要素が、費用の算出体

系にあるといえます。

算出体系の分かれ道は、受け取る費用が定額であれば「対価」とはみなされず、事業全体の維持費用とみなされますが、「従量制」として「乗った距離に応じて」、「時間に応じて」、「回数に応じて」、などの場合には本当にガソリン代程度の金額が上限であり、それ以上の金額であれば、それは利用の「対価」と考えられ、「有償」とされる最大の根拠となりうるものです。

国交省はガイドラインに基づく「福祉有償運送」が普及した暁には、「無償ボランティア」移送を厳しく解釈し、ガイドラインに基づかない(法 80 条の許可を得ない)で移送を行う事業には厳しい姿勢で臨んでくると思われます。

各事業所へのお願い

全腎協では全国の活動状況を把握するために、活動状況の報告をお願いしています。まだご提出いただいていない事業所については、3 か月分をまとめて、前回添付した A4 の用紙を利用し、ファックス等でお知らせください。お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願いいたします。

なお、ボランティアの方や利用者の生の声もできるだけ本紙で伝えていきたいと考えています。電話、手紙、ファックス、電子メール(宮永:soudan@zjk.or.jp 又は事務局長:kaneko@zjk.or.jp)までお寄せください。